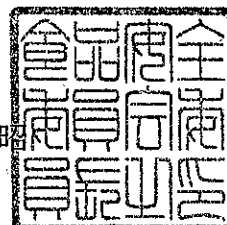




府食第589号
平成16年5月27日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



グルコン酸亜鉛に係る食品健康影響評価の結果の通知について

平成15年12月2日付け厚生労働省発食安第1202004号をもって厚生労働大臣から当委員会に対して意見を求められたグルコン酸亜鉛に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

なお、審議結果をまとめたものは、別添のとおりです。

記

グルコン酸亜鉛の許容上限摂取量 (UL) を亜鉛として30 mg/ヒト/日と設定する。

なお、今回評価を行った UL は成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に亜鉛を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきである。